

八幡浜・大洲地区運動公園 野球場及び陸上競技場利用基準

令和2年8月21日制定
八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合

1 目的

八幡浜・大洲地区運動公園野球場及び陸上競技場の利用者に公平で快適な環境を提供することを目的として、利用基準を定める。

2 利用形態

(1) 野球場

利用形態	大会	試合 (練習試合含)	練習
平日	○	△(注1)	△(注1)
土日・祝日	○	△(注1)	△(注1)

※注1：練習試合及び練習は、芝生の生育や作業状況によっては、利用を制限する。

(2) 陸上競技場

A：球技利用の場合

- ① 連続利用は、原則2日以内とし、試合時間は、1日あたり4時間(240分)以内とする。
- ② 単独団体での紅白戦等は練習扱いとし、利用は不可とする。

利用形態		大会	試合 (練習試合含)	練習
6月～2月	平日	△(注1)	×	×
	土日・祝日	○	○	×
3月～5月 (注2)	平日	×	×	×
	土日・祝日	×	×	×

※注1：原則、平日は芝生管理作業日とする。ただし、組合構成市町関係及び、その小・中学校体育会が主催する大会は開催可とする。また、小・中・高校の長期休暇中(夏休み等)の大会も開催可とする。

※注2：3月～5月(芽吹き時期)利用については、芝生養生のため、利用不可とする。

B：陸上競技利用の場合

利用形態	トラック競技		フィールド競技	
	大会等	練習	大会等	練習
平日	○	△(注2)	○	△(注1, 2)
土日・祝日	○	○	○	△(注1)

※注1：トラック部分及び指定の競技場所については、練習利用も可とするが、ピッチ内については、練習利用を不可とする。

※注2：芝生管理作業日は、安全のため、利用箇所を制限する。

3 注意事項（ルール）※原則、下記のとおりとする。

（1）野球場

- ① トスバッティング及びフリーバッティングは、内野（黒土部分）のみとする。
（※天然芝、人工芝、アンツーカー内は、禁止。）
- ② 外野では、スパイク着用でのキャッチボール、同一箇所での走り込みは、禁止とする。
（※試合開始前練習は除く）
- ③ 外野ノックを打つ場合は、黒土部分又は、ファウルゾーンから行う。なお、芝生上では、ノッカーは、トレーニングシューズ等を着用すること。
- ④ 防球ネット及び防護マットにボール等を故意にぶつけないこと。

（2）陸上競技場

- ① 競技者及び審判以外のスパイク着用は禁止。なお、副審は、可能な限りトレーニングシューズ等を着用すること。
- ② 芝生上でウォーミングアップやストレッチ等を行う場合は、スパイクは着用せず、必要最低限の範囲で行うこと。（※試合開始前練習は除く）
- ③ 芝生上では、ダッシュを伴う走り込みや同一箇所での反復練習は行わないこと。
- ④ フィールド間の移動時には、トラック部分にマットを敷くこと。
- ⑤ 競技関係者以外のグラウンドへの立入りは原則、禁止とする。

（3）全施設共通事項

- ① 雨天時及び雨天後等は、グラウンド及び芝生状況が悪い場合は、施設管理者の判断により利用中止、又は利用時間を短縮する。
- ② 芝生内での飲食は原則『水』のみとする。緊急時にスポーツ飲料等を飲用する場合には、飲み残しや氷等が芝生上に落ちない様、対応すること。
- ③ 各記載事項が守られない団体及び利用マナーが悪い団体は、施設利用を禁止とする。

4 利用後の整備・片付け

（1）野球場

- ① 利用後、芝生の損傷が著しい箇所は、施設管理者へ報告すること。
- ② 整備は、内野及びブルペンまで丁寧に実施すること。
- ③ アンツーカー部分は、ブラシを掛けること。
- ④ トンボ掛けの際は、黒土が芝生エリア（天然・人工）に上がらないように注意する。
- ⑤ 使用した備品の片付け及びベンチ・更衣室の清掃は、利用者が責任を持って行う。

（2）陸上競技場

- ① 利用後、芝生の損傷が著しい箇所は、施設管理者へ報告すること。
- ② 利用したトラック部分は、ブラシを掛けること。
- ③ 使用した備品の片付け及び更衣室等の清掃は、利用者が責任を持って行う。

5 その他

合宿利用の受け入れやこの基準に定めのない事項については、施設管理者が利用状況及び芝生の生育状況により判断する。また、当基準の記載内容についても施設保護のため、状況により変更することがある。